

令和3年9月21日
(一社)日本電設工業協会
事務局

会員各位

令和3年9月21日、経済産業省 産業保安グループ 電力安全課資格係 よりメールにて下記の周知依頼を受けました。

記

電気工事士法に基づく資格における旧姓使用について

(周知依頼文より抜粋)

各位
お世話になっております。

電気工事士法に基づく資格について、令和4年1月から旧姓使用が可能となり、その旨、経産省HPに掲載しておりますので、ご参考までお知らせします。

関係者にも周知いただけますと幸いです。

【電気工事士法に基づく資格は、令和4年から旧姓使用が可能となります(電力安全課ウェブサイト:お知らせ)】
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2021/09/20210917-6.html

よろしく申し上げます。

経済産業省 産業保安グループ 電力安全課
資格係

